

都道府県



蛍光灯器具、水銀灯器具をお使いの施設は必見！

LED照明の導入に活用できる

省エネ・脱炭素 関連 補助金

都道府県の公募情報

●予算上限に達し次第、受付終了する事業が含まれます。●「先行情報」に関しては、未定情報が含まれます。
●詳細条件に関しては、公募要項をご確認ください。● 黄色のハイライトは新しく追加した情報です。

都道府県	補助金事業 名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
岩手県	事業者向け 省エネルギー対策 推進事業	2027年 1月29日まで	●補助対象経費： 対象設備の購入及び設置工事に要する経費等 ●補助対象設備： ・高効率空調機器 ・高機能換気設備 ・高効率照明機器・調光制御機能を有するLEDまたは再エネ一体型屋外照明 ・高効率給湯機器	【補助率】1/2 【上限額】 いわて脱炭素化経営企業等(いわて地球環境にやさしい事業所)の認定事業所からの申請については、補助上限額をかさ上げ (1)一般:50万円 (2)いわて脱炭素化経営企業等認定あり:80万円	県内に拠点を有する中小事業者等(いずれか) 1)中小企業者 2)年間のエネルギー使用量が、原油換算値で1,500kl未満の未満の工場または事業所等の所有者若しくは管理者中小企業者以外(医療法人、社会福祉法人、大企業など)であっても、2)に該当すれば対象 ※個人事業主も1)又は2)に該当すれば補助対象者
茨城県	中小規模事業所省エネ対策設備導入補助金	令和8年 12月18日 17時まで	●補助対象設備： 省エネ診断を受診し、当該診断結果において助言・提案を受けた設備	【補助率】 設計費、設備装置等購入費及び工事費等の1/3以内 【上限額】 100万円未満	●令和7年又は令和8年度中小規模事業所省エネルギー対策支援事業による診断(以下「省エネ診断」という。)を受診した工場・事業場を有する事業者 ●「茨城エコ事業所」に登録していること ●「いばらきエコチャレンジ」賛同事業所に登録していること
千葉県	令和8年度千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業補助金	<省エネルギー診断に基づく設備導入等に係る交付申請> 令和8年10月7日まで <簡易自己診断に基づく設備導入等に係る交付申請> 令和8年10月7日まで <省エネルギー診断受診費のみの交付申請> 令和8年12月11日まで	●補助対象事業： 県内の事務所又は事業所において実施する事業で、以下の要件をすべて満たす事業が対象。 なお、省エネルギー診断受診費は、「県が指定した機関」により受診したものである場合が対象。 ・省エネルギー診断等の結果に基づき、省エネルギーの促進等に資する設備導入であること ・事業実施により事業所において削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上であること ●対象項目と設備例 ・蓄電池の設置 ・省エネルギーの促進:LED照明設備、高効率空調設備、遮熱・断熱工事の実施 ・未利用エネルギーの利用促進 ・メタン等の温室効果ガス削減対策 ・再生可能エネルギーの利用促進 ・その他 ●対象経費： 設備費、工事費、省エネルギー診断受診費	<省エネルギー診断あり> 【上限額】 1事業者当たり1,000万円 【補助率】 補助対象経費の額に1/2 <簡易自己診断のみ> 【上限額】 1事業者当たり500万円 【補助率】 補助対象経費の額1/4	県内で事業を行う中小事業者等(中小企業・個人事業者・NPO法人・組合 等) ※交付申請日までに「CO2CO2(コソコソ)スマート宣言事業所登録制度」に登録申請していること ※交付申請日までに募集要領で指定する「省エネルギー診断」を受診、又は「簡易自己診断」を実施していること

都道府県	補助金事業 名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
東京都	ZEB化・廃熱利用設備導入促進事	先着順受付 (令和8年度から令和10年度まで)	● 助成対象事業(第4条): 一. 設計支援事業 二. 二設備導入支援事業 (1) ZEB化区分 ア 建築省エネルギー技術(パッシブ技術) イ 設備省エネルギー技術(アクティブ技術): 空調設備、照明設備、換気設備、給湯設備、昇降機設備など ウ 再生可能エネルギー技術 ※ ウは助成対象のAとイと併せた申請とすること。ウの単独では助成対象となりません。 (2) 廃熱利用区分 ●助成対象経費: 一 設計支援事業に要する費用 二 設備導入支援事業に要する費用 (1) 設計費 (2) 設備費 (3) 工事費	第4条第1項第二号(1)に規定する助成対象事業を中小企業者等が実施する場合 【上限額】 1億 5,000万円 【助成率】 助成対象経費の2/3。 ただし、太陽光発電設備については当該発電出力に1kWh 当たり 22万円を乗じた額、蓄電池については当該定格容量に 1kWh 当たり13万円を乗じた額の少ない額。	・中小企業等(中小企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等) ・上記と共同で事業を実施するリース事業者またはESCO事業者
東京都	経営力強化に向けた創意工夫チャレンジ促進事業(賃上げ重点コース)	●第2回: 令和8年9月1日から9月14日16時まで ●第3回: 令和8年12月1日から12月14日16時まで ●第4回: 令和9年3月1日から3月12日16時まで	●申請要件: 申請内容が、申請者が所有又は賃借する本社・事業所・工場等において取り組まれ、実施場所に於いて以下の条件を満たすこと。 ●取組例: <既存事業の「深化」> ・経営基盤の強化に向け、既に営んでいる事業自体の質を高めるための取組 ・高性能な機器、設備の導入等による競争力強化の取組 ・既存の商品やサービス等の品質向上の取組 ・高効率機器、省エネ機器の導入等による生産性の向上の取組 <既存事業の「発展」>	【上限額】600万円 【助成率】 助成対象経費の3/4以内(うち、小規模事業者は4/5以内) ※賃金引上げ計画を達成できなかった場合、助成率は2/3以内	以下いずれかに該当し、賃金引上げ計画を策定する都内中小企業等 ・直近決算期の営業利益が前期決算期と比較して減少 ・直近決算期において損失を計上
東京都	MICE施設の受入環境整備支援助成金	第2回: 令和8年10月30日まで	● 区分3:助成対象事業 10. 環境配慮機能の強化に向けた事業。 サステナビリティに関する国際認証資格取得に向けた設備導入経費等 (例:LED 照明、ウォーターサーバー、窓用透明太陽光発電パネル 等)	【補助率】 ユニークベニュー施設機能強化に係る経費の2/3 【上限額】 1施設あたり1,500万円	対象者:施設所有者(管理運営者も可) 対象施設: ・東京都内の常設MICE施設であり、かつ今後10年以内に国際的なMICEの受入予定があること。 ・本事業での助成金額の累計額が1施設あたり過年度助成分を含め別表の上限額を超えていないこと。
東京都	令和8年度ライトアップ等総合支援助成金	●第2回 ・事前エントリー : 令和8年9月16日から 令和8年10月23日正午まで ・受付期間: 令和8年9月16日から令和8年10月30日まで	●対象事業: 所有する建造物やモニュメント等の常設のライトアップを行うことにより、都市景観の向上と旅行者の誘客につながる事業 ●助成対象経費: ・設計費 ・機材・設備・備品の購入費 ・ライトアップ等のデザイン費 ・工事費・設営費・会場運営費 ・事業周知に要する経費 ・その他諸経費	【上限額】 <区分A> 3,000万円 <区分B> 600万円 【助成率】 助成対象経費の2/3以内	区市町村、観光協会、商工会等、エリアマネジメント、民間事業者、商店街等、その他法人
東京都	環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化・設備導入等支援事業	(1)専門家派遣: 令和8年10月30日まで (2)助成金: 専門家派遣支援終了後から令和8年12月25日まで	(1)専門家派遣 (2)助成金: ●対象: 専門家派遣支援によるアドバイス等に基づいて実施するガソリンスタンドの機能向上や事業多角化に関する取組に係る経費の一部 【対象設備等の例】 ・照明設備(屋内照明、キャノピー灯等)のLED化 ・省エネ型洗車機、POSシステム、遠隔監視装置(監視カメラ)等カーシェア、コインランドリー、カフェ等の開設のための設備導入等、求人媒体への掲載費、事業多角化に必要な資格取得に係る経費等	(1)専門家派遣: 無料 (2)助成金: 【助成率】助成対象経費の2/3以内 【上限額】2,500万円	(1)専門家派遣: 東京都内でガソリンスタンドを営む都内中小企業者等(個人事業主を含む) (2)助成金: 「専門家派遣」を受けた事業者 ※助成金のための申請はできません。

都道府県	補助金事業 名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
東京都	ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業 事業実施年度：令和5年度から令和8年度まで	●第3回：令和8年7月31日から令和8年8月14日まで ●第4回：令和8年9月16日から令和8年10月2日まで ●第5回：令和8年11月9日から令和8年11月20日まで ●第6回：令和9年1月18日から令和9年1月29日まで	● 助成対象経費：省エネ設備の導入又は運用改善の実践に係る経費（設計費、設備費、工事費） ● 対象となる設備： <省エネ設備の導入> 高効率空調設備、 LED照明設備 、全熱交換器、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓など <運用改善の実践> 人感センサー等の導入、照明スイッチの細分化工事など	(1)年間 CO2排出量を更新前と比較して 28t-CO2以上削減可能な省エネ設備の導入又は運用改善の実践を行う場合 【助成率】3/4 【上限額】4,500万円 (2)事前に省エネ診断を受診し、この提案に基づき、年間CO2排出量を更新前と比較して3t-CO2又は30%以上削減可能な省エネ設備の導入又は運用改善の実践を行う。 【助成率】2/3 【上限額】2,500 万円 (3)助成対象事業者が自ら計画を作成し、年間CO2排出量を更新前と比較して3t-CO2又は30%以上削減可能な省エネ設備の導入又は運用改善の実践を行う 【助成率】2/3 【上限額】1,000万円	中小企業等(中小企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等) 上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者
東京都	令和8年度私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業	●第1回：(7月31日まで契約分)令和8年9月4日まで ●第2回：(10月31日まで契約分)令和8年10月1日から令和8年10月31日まで	1)空調設備導入費助成金： 2) LED等導入費助成金 ： 従来型蛍光灯等からHf型蛍光灯、LED蛍光灯への更新、節水型トイレへの更新、太陽光発電設備の設置 高性能ガラス等への更新など	2)LED等導入費助成金： 【上限額】1,500万円 /校 【補助率】対象経費の2/3以内	都内の私立幼稚園(幼保連携型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校(高等課程) ※省エネ診断受診必須
東京都	公衆浴場耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業補助	随時	●補助対象事業：クリーンエネルギー化等補助事業： ・クリーンエネルギー化 ・コージェネレーション設備設置 ・太陽光発電システム設置 ・LED照明器具設置 ・既設ガス等燃料設備更新 ・高効率空調機設置	●LED照明器具設置： 【補助率】補助対象経費の2/3以内 【上限額】1施設につき2百万円を超えないもの。	公衆浴場の所有者又は経営者
東京都	ユニークベニユー施設の受入環境整備支援助成金	●第1回：令和8年7月31日まで ●第2回：令和9年1月29日まで	●対象経費： 1. 防音機能の強化 2. 会場設備機能の強化 ・電源設備の設置 ・照明設備(屋外照明等)の設置 ・給排水設備(簡易厨房等)の設置 ・暗幕／パーティションの設置 ・音響設備(ミキサー・アンプ・スピーカー等)の設置 ・映像設備(LEDディスプレイ・プロジェクター・スクリーン等)の設置 ・施設及び展示物等の保護を目的とした養生・設備の設置 3. その他機能の強化 4. その他理事長がユニークベニユーの受入環境整備のために必要と認める事業	【補助率】ユニークベニユー施設機能強化に係る経費の2/3 【上限額】1施設あたり1,500万円	都内に所在するユニークベニユー(宗教施設・都立施設・国立施設を除く)の所有者・管理運営事業者。
東京都	中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金	令和8年12月28日まで	<補助対象事業> ● 区分一 変革推進枠 ●区分一の2 変革スタート枠 ● 区分一の3 省エネ対策枠：東京都中央卸売市場の環境負荷低減及び省エネルギー対策に資する、次の各号のいずれかに掲げる取組 ・ 空調設備の更新に係る購入又はリース契約 ・ LED照明器具等の導入 ・ エネルギーマネジメントシステムの導入 ・ 省エネコンサルティング、省エネ診断の実施 ・ その他省エネルギー対策に資すると認められる取組 ●区分一の4 DX推進枠 ●区分一の5 人材確保支援枠 ●区分二 伴走型経営支援枠 ●区分三 市場活性化推進枠 ●区分四 物流対策枠 ●区分五 暑さ対策支援枠	●区分一の3 省エネ対策枠： 【上限額】600万円 【補助率】4/5	卸売業者・仲卸業者・関連事業者 業界団体・グループ

都道府県	補助金事業 名称	申請受付 期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
新潟県	社会福祉施設及び医療機関等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金事業 【社会福祉施設、医療機関、薬局、幼稚園等共通実施事業】	令和8年9月30日まで	<通常枠> 施設等において、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業 <特別枠> 施設等において、省エネルギー診断実施機関等による省エネルギー診断の結果に基づき、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業 <病院等枠> 病院等において、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業 ● 補助対象とする設備例： 事業所のエネルギー消費量又は消費金額を直接的に削減するもの。 省エネ家電等への更新：空調設備、給湯器、冷蔵庫、インバーター、全熱交換器等、LED照明	<通常枠> 【補助率】2/3 【上限額】11,333千円 <特別枠> 【補助率】3/4以内 【上限額】11,500千円 <病院等枠> 【補助率】1/2以内 【上限額】15,000千円	1. 新潟県内に社会福祉施設、無床診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、薬局(保険薬局に限る)、幼稚園、病院、有床診療所等(以下、「施設等」という。)の事業所を有する法人等であること。 2. 令和4年1月以降の任意の1か月の収支が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同1か月と比較して5%以上減少していること。
神奈川県	中小企業省エネルギー設備導入費等補助金	令和8年11月30日まで	1. 既存設備の更新事業 <対象設備> (1)空調調和設備 (2)LED照明設備(誘導灯を含む)。ただし、光源部のみの交換やLED照明設備からLED照明設備への交換は除く。)。 (3)ボイラー(4)給湯設備(5)コンプレッサー(6)変圧器 (7)冷凍冷蔵設備(8)ガスコージェネレーションシステム(9)エネルギーマネジメントシステム(10)令和4年度から令和8年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの 2. 既存設備の保守又は機能向上に係る事業 <対象事業>※令和4年度から令和8年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった以下の事業 (1)空調調和設備の薬液洗浄 (2)空調調和設備の室外機の日射対策 (3)既存設備のインバータ化(センサーによる制御又は既存のLED照明設備への人感センサー若しくは調光制御設備の追加設置を含む。) (4)既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止 3. 県又は県が指定した機関が実施する省エネルギー診断 ●補助対象経費： 設計費、設備費、工事費	【補助率】 補助対象経費の額に1/3 【上限額】500万円(※) ※「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」の認証を受けた場合は600万円	1.中小企業等 2.学校法人 3.一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人 4.医療法人 5.社会福祉法人 6.中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体 7.1から6に掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者
山梨県	山梨県賃金アップ企業等省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金(福祉施設・医療機関等)	令和8年7月31日まで延長	<省エネ設備> 照明設備(LED照明含む)、高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器・温水機器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、生産設備、エネルギーマネジメントシステム、その他SIIが認めた設備 <再エネ設備> 太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用設備 ●補助対象経費： (ア)省エネ設備の導入に要する次の経費： 設備費、設計費、工事費	【補助率】 (医療機関等)2/3以内 (福祉施設等)3/4以内 【上限額】 <省エネ設備> 1事業所当たり300万円 <再エネ設備> 1事業所当たり600万円	●福祉施設等 ●医療機関等 ●豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の認証を受けている、又は受ける見込であること。
山梨県	山梨県賃金アップ企業等省エネ・再エネ設備導入加速化事業費(中小企業者等分)	令和8年7月31日まで延長	<省エネ設備> 照明設備(LED照明含む)、高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器・温水機器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、生産設備、エネルギーマネジメントシステム、その他SIIが認めた設備 <再エネ設備> 太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用設備 ●補助対象経費： (ア)省エネ設備の導入に要する次の経費： 設備費、設計費、工事費	【補助率】 2/3以内 【上限額】 <省エネ設備> 1事業所当たり300万円 <再エネ設備> 1事業所当たり600万円	●県内に事業所を有する中小企業者等(会社及び個人または組合等)であること。 ●豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の認証を受けている、又は受ける見込であること。

都道府県	補助金事業 名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
長野県	令和8年度6月補正予算 長野県エネルギーコスト削減助成金【中小企業者向け】	令和8年9月30日まで	●対象経費：設備費、工事費、処分費 ●環境対応設備（設備区分） ＜基本コース＞ （更新） 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る） （新設） 発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備 ＜促進コース＞ （更新） 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ、エントランスに限定） （新設） 発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備、EV用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る）	＜基本コース＞ 【補助率】 1/2以内、発電設備は出力1kWあたり4万円以内 【上限額】500万円 ＜促進コース＞ 【補助率】 3/4以内、発電設備は出力1kWあたり4万円以内 【上限額】1,500万円	県内に事業所を有する中小企業者等
長野県	私立学校エネルギーコスト削減事業補助金	令和8年9月30日まで	【設備更新】 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、EV用充電器、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、建物付属設備 【新規設備】 エネルギー管理設備、発電設備	＜基本コース＞ ●省エネ設備及び下記を除く再エネ設備 【補助率】1/2以内 【上限額】500万円 ●太陽光発電システム(50kW未満、全量売電を除く)定額(出力1kw当たり4万円以内)【上限額】500万円 ＜促進コース＞ ●省エネ設備更新事業 【補助率】3/4以内 【上限額】1,500万円	1)県内で私立学校(幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、専修学校)を設置する学校法人であること。 2)県内の学校施設について省エネ設備及び再エネ設備等の更新等に係る事業を行うこと。
長野県	保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金	事業計画：承認申請 令和8年8月14日まで	●設備費、工事費、処分費 ＜基本コース＞省エネ設備更新等事業及び再エネ設備導入事業 ＜促進コース＞省エネ設備更新等事業 ●対象設備：空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備ほか	＜基本コース＞ ●省エネ設備及び下記を除く再エネ設備 【補助率】2/3 【上限額】500万円 ●太陽光発電システム(50kW未満、全量売電を除く) 【定額】 発電設備は出力1kWあたり4万円 【上限額】500万円 ＜促進コース＞ 省エネ設備更新等事業 【補助率】3/4以内 【上限額】1,500万円	●認可保育所 ●地域型保育事業所(居宅訪問型事業及び家庭的保育者の居宅にて保育を行うものを除く。) ●認定こども園(保育所型、幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型) ●企業主導型保育施設 ●認可外保育施設(保育が必要な児童を受け入れており、認可保育所等の補完をしていると市町村長が認め運営費を助成する施設)
長野県	児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金	●事業計画承認申請：補助金の交付を受けようとするとき ●交付申請 令和8年9月30日まで	●対象経費：設備費、工事費、処分費 ＜基本コース＞省エネ設備更新等事業及び再エネ設備導入事業 ＜促進コース＞省エネ設備更新等事業 ●対象設備：空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備ほか	＜基本コース＞ ●省エネ設備及び下記を除く再エネ設備 【補助率】2/3 【上限額】500万円 ●太陽光発電システム(50kW未満、全量売電を除く)： 【定額】発電設備は出力1kWあたり4万円 【上限額】500万円 ＜促進コース＞ 省エネ設備更新等事業 【補助率】3/4以内 【上限額】1,500万円	●乳児院 ●児童養護施設 ●児童家庭支援センター ●里親支援センター ●児童自立生活援助事業所 ●ファミリーホーム

都道府県	補助金事業名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
長野県	山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金	令和8年9月30日まで	●対象経費：設備費・工事費・処分費 <基本コース>空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、建物付属設備(断熱ガラス、サッシ、断熱材及び建物気密改善に限る)、発電設備、蓄電設備の更新、建物付属設備(断熱材及び建物気密改善に限る)、発電設備、蓄電設備、エネルギー管理設備の新設 <促進コース>空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、建物付属設備(断熱ガラス、サッシ、断熱材及び建物気密改善に限る)、発電設備、蓄電設備の更新、建物付属設備(断熱材及び建物気密改善に限る)、発電設備、蓄電設備、エネルギー管理設備の新設	<基本コース> 【補助率】1/2以内 発電設備(太陽光)は出力1kWあたり4万円以内 【上限額】1山小屋あたり500万円 <促進コース> 【補助率】3/4以内 発電設備(太陽光)は出力1kWあたり4万円以内 【上限額】1山小屋あたり1,500万円	長野県登山安全条例に規定する指定登山道または「信州山のグレーディング」のルート周辺で旅館業法に規定する施設(旅館・ホテル・簡易宿所)を営業する者
長野県	農業エネルギーコスト削減促進事業	令和8年9月30日まで	●対象経費：設備費、工事費、処分費 <基本コース><促進コース> ●省エネ設備(空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備(断熱ガラス及びサッシに限る)、その他事業に関する知事が認める設備)の更新 ●再エネ設備(発電設備(太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る)) ●エネルギー管理設備(BEMS、FEMS) ●木質バイオマスエネルギー利用設備)の新設	<基本コース> 【補助率】1/2 以内。 発電設備は出力1kWあたり4万円以内 【上限額】500万円 <促進コース> 【補助率】3/4 以内。 発電設備は出力1kWあたり4万円以内 【上限額】1,500万円	農業経営体(主たる業種が農業(きのこの菌床栽培を含む)・畜産業・水産養殖業) 農業協同組合(漁業協同組合を含む) 土地改良区及び土地改良区連合 県域農業関係団体 等
長野県	林業エネルギーコスト削減促進事業補助金	令和8年9月30日まで	●対象経費：設備費・工事費・処分費 <基本コース> (更新)空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備(断熱ガラス及びサッシに限る) (新設)発電設備(太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る)、エネルギー管理設備(BEMS、FEMS)、木質バイオマスエネルギー利用設備 <促進コース> (更新)空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備(断熱ガラス及びサッシ、エントランスドアに限る) (新設)発電設備(太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る)、エネルギー管理設備(BEMS、FEMS)、木質バイオマスエネルギー利用設備、EV用充電器、建物付属設備(風除室、エントランスドア、カーポートに限る)	<基本コース> 【補助率】1/2以内、発電設備(太陽光)は出力1kWあたり4万円以内 【上限額】500万円 <促進コース> 【補助率】3/4以内、発電設備(太陽光)は出力1kWあたり4万円以内 【上限額】1,500万円	県内に事業所を置き事業活動を行っている次のいずれかに該当する者 森林組合及び森林組合連合会、林業、きのこ生産(しいたけ、なめこ、くりたけ、まつたけ、ぬめりすぎたけ、やまぶしたけ、その他野生きのこ、菌床栽培を除くまいたけの生産に限る。)、苗木生産のいずれかを営む株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、事業協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、個人事業主等
福井県	企業における省エネ設備等導入支援事業補助金(令和8年度)	令和8年11月30日まで	●補助事業の内容： 製造業または商業・サービス業に使用する既存の稼働設備を以下(1)から(6)の設備に更新する事業。 ただし、(5)については、製造業に使用する設備とする。 (1)既存の照明機器等に対して30%以上省CO2効果のあるLED (2)調光制御機能を有するLED (3)既存の空調機器等に対して30%以上省CO2効果のある高効率空調機器 (4)既存の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果のある高効率給湯機器 (5)既存の生産設備に対して30%以上省CO2効果のある高効率生産設備 (6)既存の冷凍冷蔵設備に対して30%以上省CO2効果のある冷凍冷蔵設備 ●補助対象経費：設備の購入費のみ	【補助率】1/2以内 【上限額】600万円	・福井県内に事業所を有する中小企業者であること ・製造業または商業・サービス業を営む者であること ・「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること(ただし、個人事業主は不要。) ・補助事業の導入効果の検証または情報発信に協力すること

都道府県	補助金事業 名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
滋賀県	令和8年度 スマート・ライフスタイル 普及促進事業補助金	令和8年 12月28日まで	●補助対象事業： 3つの事業とも、個人用既存住宅において、対象設備を設置する事業が対象 ・基本対策推進事業 ・重点対策加速化事業(再エネ分) ・重点対策加速化事業(省エネ分)： ・給湯器 ・断熱設備 ・高効率空調設備 ・高機能換気設備 ・高効率照明機器： 調光制御機能を有する LED に限る。	高効率照明機器： 【補助率】11/2 【上限額】11万円	補助対象事業を実施する建物が滋賀県内に所在し、住居として自ら居住している方 ・建物の区分所有者等に関する法律に規定する管理者および管理法人組合を含みます。 ・マンション等集合住宅も対象。(賃貸住宅は対象外) ・別荘として利用している場合も対象。但し、登記事項証明書で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります。 ・住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象。ただし、登記事項証明書で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」である必要があります。なお、重点対策加速化事業の断熱設備については、兼用利用は対象外。
京都府	京都府サプライチェーン 省エネ推進事業補助金	令和8年 8月19日 午後5時まで	●補助対象事業： ・照明設備(LED照明設備等) ・空調設備(冷暖房機器等) ・ボイラー設備(工業用ボイラー、給湯機器等) ●補助対象要件： ・既存設備を京都府が指定する設備に更新するもの(経済産業省の「省エネ事業補助金」指定設備) ・サプライチェーン全体における温室効果ガス排出量の削減を計画する事業者が、当該計画に位置付ける事業として認めるもの ・SBT認定取得事業者又は京都ゼロカーボン・フレームワークを活用したサステナビリティ・リンク・ローンを組成した者(SBT認定取得事業者等) ●補助対象経費： 設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費並びに測量及び試験費	【補助率】 1/3以内 又は 1/2(※)以内 ※SBT認証取得事業者等 【上限額】250万円	京都府内において、既に事業活動を営んでいる既築の工場、事業場、店舗等を有する中小企業者等
奈良県	事業所エネルギー 効率的利用推進事業 補助金	令和8年 12月11日まで	●補助対象事業： 1.高効率エネルギー設備導入事業： 省エネ診断において一定割合以上の省エネ効果があると認められた設備改修等であって、事業所全体で5%以上または100GJ以上の使用エネルギー量の削減が見込める事業とする。 2.太陽熱利用システム導入事業 3.コージェネレーションシステム導入事業 4.定置用蓄電池導入事業 5.V2H導入事業 6.太陽光発電設備導入事業	1.高効率エネルギー設備導入事業： 【補助率】 補助対象経費の2/3 【上限額】 400万円	<令和7年参考> (1)a.中小企業者。b.医療法人 c.社会福祉法人 d.特定非営利活動法人 e.学校法人 f.一般社団法人または一般財団法人 g.公益社団法人または公益財団法人 (2)奈良県内に事業所を有すること。 (3)省エネ診断受診必須
和歌山県	【令和8年度】 和歌山県事業者向け 太陽光発電設備・ 蓄電池等導入支援事業 補助金	【支援(1)】 省エネルギー診断 の受診： 令和9年 2月26日まで 【支援(2)】 省エネ診断に基づ く省エネルギー化： 令和9年 1月29日まで	●対象事業： 【支援(1)】省エネルギー診断の受診： 市内に所在する事業所に係る省エネルギー診断の受診 (診断実施機関が行う電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断サービス及び伴走支援の受診) 【支援(2)】省エネ診断に基づく省エネルギー化： 1.交付申請の日前3年以内に報告を受けた省エネルギー診断における改善提案に基づき実施するもの 2.改善提案ごとに、効果試算においてエネルギー使用量の削減が見込まれるもの 3.(照明機器を導入する場合)電気工事を伴い器具本体と光源部を一体で更新するものであって、LEDからLEDへの更新ではないもの	【支援(1)】省エネルギー診断の受診： 【補助率】 対象経費の10/10 【上限額】5万円 【支援(2)】省エネ診断に基づく省エネルギー化： 【補助率】対象経費の1/2 【上限額】50万円	市内に事業所を有する中小企業等

都道府県	補助金事業 名称	申請 受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
島根県	島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金	令和8年 8月12日 17時まで	●対象設備等： ・ユーティリティ設備：工場、プラントの機器の稼働運転、維持に必要な工業用水、燃料、蒸気、温水等を供給する設備、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モーター、空気圧縮機（コンプレッサー）、産業ヒートポンプ、高効率空調、業務用給湯器、調光制御設備、照明設備（LEDに限る）等 ・生産設備 ・エネルギーマネジメントシステム（EMS） ・断熱塗装（遮熱塗装） ●補助対象経費： 補助対象設備等の導入に要する経費（導入する設備等の稼働等に不可欠な経費とする）	【補助率】 補助対象経費の1/2以内 （小規模事業者は2/3以内） 【上限額】750万円	中小企業者等のうち製造業者
島根県	令和7年度補正 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金	●第7次：令和8年7月24日17時まで ●第8次：令和8年7月25日から8月12日17時まで	●補助対象事業： 補助対象事業者が、県内の飲食・商業・サービス業等に係る主たる事業所等で行う、エネルギーコストを削減するための、省エネルギー・省資源に資する設備等の更新又は機器等を導入する事業 ●補助対象経費： 補助対象事業の実施に必要となる以下の経費 (1) 設備等又は機器等の購入費。（附帯工事費を含む） (2) 設備等の更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄に係る費用。 ●補助対象例： 高効率冷蔵冷凍庫、高効率空調設備、LED照明機器、高効率乾燥機、熱源機器（ボイラー等）、高効率ガスフライヤー、事業用車両（黒・緑ナンバー）、建設機械等	【補助率】 補助対象経費の1/2以内 （ただし、新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2/3以内） 【上限額】 300万円	島根県内に主たる事業所または工場を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営む中小企業者等（事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・特定非営利活動法人を含む）
鳥取県	星空保全地域照明対策事業補助金	令和9年 2月28日 まで	星空保全地域で星空保全照明基準を満たすために行う以下に掲げる照明器具の交換又は改修に要する経費 1)屋外照明器具(ただし、ナイター照明器具は除く。) 2)建築物等を照射する照明器具 3)広告物照明器具	【補助率】県：1/2 【上限額】 (1)屋外照明器具： 13万円/基 (2)建築物等を照射する照明器具： 120万円/式 (3)広告物照明器具： 20万円/式	市町村, 企業
鳥取県	鳥取県企業の省エネ・再エネ推進事業補助金	令和9年 1月末まで	●対象事業： <省エネ対応設備更新支援事業> 【補助要件】省エネ診断の結果に基づく省エネ性能の高い設備への更新 （例：空調機器、照明機器、生産設備等） <太陽光発電設備導入支援事業> <EV商用車・充電設備導入支援事業>	<省エネ対応設備更新支援事業> 【補助率】1/5 【上限額】100万円	県内に事業所がある法人又は個人事業主であって、鳥取県地球温暖化対策条例第9条第1項に基づき、取組計画を提出した者
愛媛県	令和8年度愛媛県LED照明導入支援事業費補助金	第二期： 令和8年 8月14日 17時まで	●補助対象事業： 既存の照明設備（蛍光灯、水銀灯、白熱灯等）をLED照明設備に切り替える事業。県内事業所での事業実施が必須 ●補助対象経費： LED照明設備の本体及びその使用に不可欠な付属品又は一体として使用される付属品の購入費並びに設置工事費 （補助対象経費の主な例） ・LED照明設備本体 ・使用に不可欠な付属品 ・設置工事費	【補助率】1/2 【上限額】200万円	愛媛県内に本社及び本店を置く県内中小企業者等であること

都道府県	補助金事業 名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
愛媛県	農林漁家民宿施設等整備支援事業	第三回： 令和8年 8月31日 17時まで	●補助対象経費： ＜必須項目＞ 1)耐震改修、防犯・防火設備： 耐震改修、防犯・防火設備、非常灯・火災報知機等 2)節水・省エネ設備： 断熱施工、冷暖房機器、高効率給湯機器、節水器具、照明(LED化)、窓の交換(二重窓化)等 3)内装改修 4)外装改修 ＜必須項目以外＞ 5)通信環境設備 6)外構工事 7)体験施設整備 8)その他	＜区分1＞ 既存の農林漁家民宿の整備・改修 【補助率】 補助対象経費の1/2以内 【上限額】 1施設当たり150万円 ＜区分2＞ 新規に開業する農林漁家民宿の整備 【補助率】 補助対象経費の1/2以内 【上限額】 1施設当たり300万円	愛媛県内で農林漁家民宿(愛媛型農林漁家民宿を含む)を営む次のいずれかに該当する方 ●農林漁家民宿を営む方(個人・法人) ●新規に農林漁家民宿を開業しようとする方(個人・法人)
岡山県	岡山県宿泊施設省エネルギー等推進支援事業補助金	2期： 令和8年 7月31日 13時まで	●補助対象経費： 1)既存設備の省エネルギー設備への更新経費 〔取組例〕高効率空調・給湯設備、LED照明、断熱改修(窓・ドア・断熱材等)、高効率厨房機器、老朽化設備の更新(空調、ボイラー、電気設備等) 2)生産性向上や人手不足解消に資するシステム及び機器の導入経費 3)生産性向上につながる従業員の対応力向上のための研修等に要する経費 4)その他、省エネルギー推進や生産性向上に資する取組等の経費のうち、当連盟が必要と認める経費	【補助率】 2/3以内 【上限額】 1施設あたり200万円	●宿泊事業者(旅館業法の規定による許可を受け、岡山県内で旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う者) ●県内に経営基盤(本社機能)を有すること。(総務、経理、人事、その他の管理業務の全てを岡山県内で行っていること。) ●(公社)岡山県観光連盟及び県に予約・宿泊データの提供ができること
広島県	中小企業省エネ設備等導入支援補助金	●2期： 令和8年 9月4日から 9月25日まで	●補助対象設備： ＜省エネ設備＞ 高効率空調 産業ヒートポンプ 業務用給湯器 高性能ボイラ 高効率コージェネレーション 低炭素工業炉 変圧器 冷凍冷蔵設備 産業用モータ 制御機能付きLED照明器具 工作機械 プラスチック加工機械 プレス機械 印刷機械 ダイカストマシン ＜断熱窓＞ ＜創エネ設備＞	【上限額】500万円 【補助率】 〈通常型〉1/2 〈特別型〉2/3※ ※省エネ診断に基づく設備導入には、補助率2/3	●広島県内に事業所を有する中小企業等 ●中小企業基本法規定する中小企業者(みなし大企業は除く)又は個人事業主、中小企業団体等及びその他法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員300人以下の法人。
佐賀県	佐賀県中小企業生産性向上支援補助金	●第7弾： 令和8年 7月31日まで	●補助対象事業： ＜生産性向上(高付加価値化・効率化)＞ ＜設備持続可能化＞ ・耐用年数を超えたもの、または購入後10年を経過した既存の建物付帯設備、機械への機能向上を目的としたオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組 ●補助対象経費： 機械装置・システム構築費、広報費、展示会等出展費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、委託料、外注費、運搬費、研修費、修繕費(持続可能設備支援枠に限る)、その他 ●補助要件枠： ・賞金 UP 支援枠 ・単身事業者支援枠 ・持続可能設備支援枠	●持続可能設備支援枠： 【補助率】 2/3以内 【上限額】 ・小規模事業者(個人)： 200 万円 ・小規模事業者(法人)： 200 万円 ・中小企業： 200 万円	小規模事業者、中小企業
熊本県	熊本県こどもキラキラ商店街支援事業	令和8年 10月30日まで	●補助対象事業： 1～3のメニューのいずれかに該当する事業であって、メニュー1及び2の実施に要する経費の一部について市町村から助成を受けるものとします。 1 商店街を活用した「こども主体の体験活動や交流イベント」の取組み 2 商店街における「こどもの安全を守るための防犯対策」の取組み： (例)防犯カメラ、防犯灯、街路灯などの整備(新設・修繕・更新) ※防犯灯、街路灯はLED照明に限る 3 商店街の空き店舗を活用した「出店」の取組み ●補助の対象となる経費： 事業の実施に要する人件費、報償費、旅費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、負担金、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費、工事費、その他適当と認められる経費	【補助率】 ＜メニュー1・2＞ 予算の範囲内において、補助対象経費から市町村助成額を控除した額の2/3以内 【上限額】 ・1メニューにつき100万円 ・メニュー1の連携申請の場合は、(100万円)×(連携する団体の数)を上限	＜メニュー1・2＞ ◆ 熊本県内の商店街組織であって、次のいずれかに該当するもの ・商店街振興組合法の規定により設立された商店街振興組合 ・熊本県商店街活性化協議会の会員 ・上記(1)(2)に掲げるものの他、商店街を形成する任意に組織された団体(構成員が10店舗以上に限る)であって、共同で事業活動を行うための規約等を制定し、会計及び財産管理を適正に行うことができる団体

都道府県	補助金事業 名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
大分県	省エネ設備導入支援補助金	令和8年8月3日から令和8年8月31日まで ※申請方法等の詳細については、7月下旬を目途に県HPにて公開予定	●補助内容： 電気代等の削減につながる以下設備の導入を支援 ・LED照明 ・エアコン ・給湯設備(等)	【補助率】 ・設備の導入に要した経費3/4 ・賃上げ枠4/5 【上限額】 <A区分> ・(定員数等 1～29人)1施設あたり 90万円 ・(賃上げ枠) 1施設あたり 100万円) <B区分> ・(定員数等 30人～49人)1施設あたり150万円 ・(賃上げ枠)1施設あたり 160万円 <C区分> ・(定員数等 50人～)1施設あたり 240万円 ・(賃上げ枠) 1施設あたり 260万円)	幼児教育・保育施設、高齢者福祉施設、障害福祉施設、医療機関、私立学校等
宮崎県	ひなたゼロカーボン加速化事業補助金	令和8年12月4日午後5時まで	●補助対象事業： ア)ひなたゼロカーボン加速化事業 イ)電力自家消費サポート事業： ・蓄電池導入(単体) ・LED照明導入 ●補助対象経費： 照明のLED化に要する設備の購入費及び設置工事費。	【補助率】1/3 【上限額】5千円/灯 全体で150 万円	●LED照明の場合： 法人：宮崎県内に事業所を置く法人 その他団体(国、市町村を除く) 又は県内の住所地、居所地、事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主
宮崎県	脱炭素化技術検証支援事業	令和8年8月24日17時まで	●補助対象事業： 1)脱炭素化に向けた計画策定、実行に対する取組： <省エネ設備等の導入、更新に要する経費> ・照明のLED化、高効率の空調機や変圧器への更新 <運用改善に要する経費> ・人感センサーからの情報をもとに照明・空調を自動コントロール ・デマンド監視装置の導入によるピーク時の電力抑制 ・インバータ装置の導入によるエネルギー利用の最適化 ・蒸気配管・蒸気バルブ等の断熱強化 ・工場、オフィス窓の日射対策 など 2)脱炭素化に向けた自社の課題の整理(エネルギー診断等) ・二酸化炭素の排出量を算定するツールの導入に要する経費 ・消費電力を可視化するための電力測定器の導入に要する経費 など 3)脱炭素経営に対する意識の明確化に向けた取組 4)その他脱炭素化に向けた取組	【補助率】 対象経費の1/2以内 【上限額】150万円	●宮崎県内に本店又は主たる事業所を有し、製造業(金属関連、食品関連等の製造分野を問わない)を主として営む者。 ●中小企業者若しくは小規模事業者、農事組合法人であること。
鹿児島県	令和8年度省エネ設備等導入支援事業 <C事業 省エネ設備等導入支援事業>	令和8年11月27日まで	●省エネ設備等： ア 高効率照明機器： 調光制御機能(スケジュール制御、明るさセンサーによる一定照度制御、在／不在調光制御などの機能を自動で行うものに限る。)を有する LED に限る(リモコンや手動による調整は不可) イ 高効率空調機器 ウ 高効率給湯機器 エ 高機能換気設備 オ コージェネレーションシステム ●補助対象経費： ・省エネ設備等の購入及び 設置工事に要する経費。 ・その他協会が特に必要と認める経費 ●対象設備等の要件： 省エネルギー化計画書に位置付けられている省エネ設備等であり、かつ、省エネ設備等を設置しようとする事業所全体の省エネ診断等を実施した者により提案されたものであること。(省エネ診断等実施結果報告書の写しを添付すること。	<省エネ設備等> ●環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている事業所： 【補助率】1/2以内 【上限額】3,000千円 ●上記以外の事業所： 【補助率】1/2以内 【上限額】2,000千円	・県内に事業所を置く民間の中小企業者の方とします。具体的には、企業、個人事業主、法人格を持った団体等です。 ・県内に事業所があり、その事業所への設備導入であれば、本社が県外であってもかまいません。 ・県内法人等の施設への導入であれば、県外のリース会社等の申請でもかまいません。

東芝ライテック株式会社

https://www.tlt.co.jp/

●外観・仕様は改良のため変更することがありますのでご了承ください。●商品の色は印刷の具合で実物とは若干異なる場合があります。●無断で複製、転載、流用はご遠慮くださいますようお願いいたします。●掲載内容は2026年7月現在のものです。

C4572-47

補助金 東芝ライテック 検索

商品を選び方は？

必要な書類は？

不明点はお気軽にお問い合わせください